

# 令和6年4月に義務化される 事項について (令和5年度分野別集団指導)



令和5年8月18日  
岐阜県健康福祉部障害福祉課  
事業所指導係

## 令和6年4月に義務化される事項の概要

	項目	対象サービス	内容	経過措置期間	義務化開始
1	感染症対策の強化	全サービス	①委員会の開催 ②指針の整備 ③研修の実施 ④訓練（シミュレーション）の実施	R3.4.1～ R6.3.31	R6.4.1～
2	感染症・非常災害発生時の業務継続に向けた取組の強化	全サービス	①業務継続に向けた計画等の策定 ②研修の実施 ③訓練（シミュレーション）の実施	R3.4.1～ R6.3.31	R6.4.1～
3	安全計画の策定	全ての障害児通所支援事業所、障害児入所施設	①事業所の設備の安全点検 ②安全計画の策定 ③従業者への研修及び訓練の実施 ④従業者及び保護者への周知	R5.4.1～ R6.3.31	R6.4.1～
4	送迎車両における安全装置の設置義務化等	児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス	①送迎車両に車内の利用児童の見落としを防止する装置の装備 ②利用児童の所在確認	R5.4.1～ R6.3.31	R6.4.1～

# 令和6年4月に義務化される事項の概要

## **1. 感染症対策の強化**

○ 全ての障害福祉サービス等事業者に、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施を義務付ける。

## **2. 感染症・非常災害発生時の業務継続に向けた取組の強化**

○ 全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施等を義務づける。

## **3. 安全計画の策定**

○ 全ての障害児通所支援事業所、障害児入所施設を対象に、安全計画の策定、従業者に対する周知及び研修・訓練の実施、保護者に対する安全計画に基づく取組内容等の周知を義務付ける。

## **4. 送迎車両における安全装置の設置義務化等**

○ 送迎時の児童の見落としを防止するため、送迎車両へブザー等の安全装置の設置を義務付ける。

# ①感染対策の強化について



## ①感染症対策の強化

(対象：全てのサービス)

### (1) 感染対策委員会の定期的な開催

- ◆ 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置すること。
- ◆ 定期的に開催 (**3月に1回以上**) すること。  
感染症流行時期等を考慮して、必要に応じて随時開催すること。
- ◆ **結果を全従業員に周知**すること。
- ◆ 構成員の責務及び役割分担を明確にし、専任の感染対策担当者を決めておくこと。

### (2) 指針の整備

- ◆ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための**指針**を整備すること。
- ◆ 平常時の対策と発生時の対応を規定すること。

※指針の整備等に係る詳細については次の厚生労働省HP  
「感染症対策指針作成の手引き等について」を参照ください。

URL : [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15758.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)

## ①感染症対策の強化

(対象：全てのサービス)

### (3) 定期的な研修・訓練の実施

- ◆ 研修は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発及び事業所の指針の周知徹底を目的とする。
- ◆ 訓練においては、感染症の発生時に迅速に行動できるよう、事業所内の役割分担を確認し、演習等を実施する。実施手法は、机上と実地を組み合わせながら実施することが望ましい。
- ◆ **全従業員に対して実施**すること。  
調理や清掃の業務を委託している場合は、委託を受けている者に対しても事業所の指針を周知すること。
- ◆ 定期的な実施 (**年2回以上**) し、新規採用職員には必ず実施すること。
- ◆ 研修・訓練の**実施記録を作成**すること。

## ②感染症・非常災害発生時の業務継続に向けた取組の強化について



## ②感染症・非常災害発生時の業務継続に向けた取組の強化 (対象：全てのサービス)

### 業務継続計画（BCP）について

#### BCPとは

BCP（ビー・シー・ピー）とは Business Continuity Plan の略称で、業務継続計画などと訳されます。

新型コロナウイルス等感染症や大地震などの災害が発生すると、通常通りに業務を実施することが困難になります。まず、業務を中断させないように準備するとともに、中断した場合でも優先業務を実施するため、あらかじめ検討した方針、体制、手順等を示した計画のことです。

出典：「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン（厚生労働省）」(P3)



## ②感染症・非常災害発生時の業務継続に向けた取組の強化 (対象：全てのサービス)

社会福祉施設等における業務継続計画（BCP）について

社会福祉施設等においては、高齢者や障害者など、日常生活上の支援が必要な者が多数利用していることから、災害等により、電気、ガス、水道等のライフラインが寸断され、サービス提供の維持が困難となった場合、利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがあります。

また、新型コロナウイルス感染症等の感染症発生時においても、サービス提供に必要な人材を確保しつつ、感染防止対策の徹底を前提とした継続的なサービス提供が求められます。

こうした事態が生じた場合でも最低限のサービス提供が維持できるよう、緊急時の人員の招集方法や飲料水、食料、マスク等の衛生用品、冷暖房設備や空調設備稼働用の燃料などの確保策等を定める「業務継続計画」（BCP）を策定することが有効であることから、介護分野や障害福祉分野等においては、運営基準の見直しにより、当該計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられました。

出典：「令和2年度 社会・援護局関係主管課長会議資料（厚生労働省）」(P29)

## ②感染症・非常災害発生時の業務継続に向けた取組の強化 (対象：全てのサービス)

### (1) 業務継続計画の策定

#### ◆ 感染症に係る業務継続計画と災害に係る業務継続計画を策定すること。

※業務継続計画には、下表の項目等を記載してください。

※各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。  
(次スライドに厚生労働省HPのURLを掲載しています。)

※感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。

感染症に係る業務継続計画	災害に係る業務継続計画
(ア) 平時からの備え (体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、装備品の確保等)	(ア) 平常時の対応 (建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)
(イ) 初動対応	(イ) 緊急時の対応 (業務継続計画発動基準、対応体制等)
(ウ) 感染拡大防止体制の確立 (保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)	(ウ) 他施設及び地域との連携

## ②感染症・非常災害発生時の業務継続に向けた取組の強化 (対象：全てのサービス)

※業務継続計画の策定については厚生労働省HPにおいて、業務継続計画の作成を支援するための研修動画及びガイドライン等が紹介されています。自然災害編と新型コロナウイルス感染症編に分かれて掲載されています。以下のWAMNETのホームページを参照ください。

URL:<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/dprevent/dprevent007.html>

項目	特論	新型コロナウイルス感染症編	自然災害編
研修動画	1: BCPとは	2: 共通事項	
		3: 入所・入居系	
		4: 通所系	
		5: 訪問系	
		6: BCPを現場で活用するポイント	
ガイドライン等		業務継続ガイドライン(PDF)	業務継続ガイドライン(PDF)
		様式ツール集(Excel)	
		ひな形(入所・入居系)(Word)	自然災害BCPひな形(Word)
		ひな形(通所系)(Word)	
		ひな形(訪問系)(Word)	

業務継続計画策定に係る研修動画（該当サービス）をご視聴ください。

業務継続計画ガイドライン及びひな形を参照いただき、事業所ごとの業務継続計画を策定してください。

## ②感染症・非常災害発生時の業務継続に向けた取組の強化 (対象：全てのサービス)

### (2) 業務継続計画の周知及び定期的な研修・訓練の実施

- ◆ 研修において、業務継続計画の具体的内容を職員に共有すること。
- ◆ 訓練において、事業所内の役割分担の確認や、感染症や災害の発生時に実践する支援の演習等を実施すること。
- ◆ **全従業員に対して実施**すること。
- ◆ 定期的実施 **(年1回以上)** すること。
- ◆ 研修・訓練の**実施記録を作成**すること。

### (3) 業務継続計画の定期的な見直し

- ◆ 業務継続計画において、あらかじめ役割分担を明確にし、情報を正しく把握した上で、意思決定者から指示できる仕組みが必要。  
(例) 各担当者を決めておく、連絡先を整理する、必要な物資を整理しておく、事業所内で共有する等
- ◆ 研修・訓練で生じた課題を踏まえて、定期的に見直すこと

# ③安全計画の策定について



### ③安全計画の策定

(対象：全ての障害児通所支援事業所、障害児入所施設)

#### (1) 安全計画の策定

事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（**安全計画**）を**策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じること。**

※ 安全計画の策定の詳細及び作成例については、令和5年7月7日付け「障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」を発出しておりますので、ご確認ください。

#### 【岐阜県ホームページ】

トップページ > 分類でさがす > 子ども・女性・医療・福祉 > 障がい者 > 法令・計画等 > 指定事業者の皆さまへR5 > 通知等  
> 44.障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について  
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/289500.html>

### ③安全計画の策定

(対象：全ての障害児通所支援事業所、障害児入所施設)

- (2) 従業者に対する周知及び研修・訓練の実施  
従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施すること。
- (3) 保護者に対する安全計画に基づく取組内容等の周知  
障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。
- (4) 定期的な安全計画の見直し・変更  
定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと。

## ④送迎車両における安全装置の設置義務化等について





## ④送迎車両における安全装置の設置義務化等

(対象：児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス)

令和5年4月1日より、送迎時の児童の見落としを防止するため、**送迎車両ヘルメット等の安全装置の設置が義務付けられた。**

〈経過措置〉

令和6年3月31日までの間、安全装置の設置が難しい場合は、車内の安全確認を実施する等の代替措置を講ずることとして差し支えない。

経過措置期間にかかわらず、車内置き去りによる熱中症等のリスクがさらに上昇すること等、こどもの安全を第一に考え、**極力早期の安全装置の設置をご検討ください。**

なお、やむを得ず安全装置が装備できていない間も、運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方にこどもの所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなどの代替措置を徹底してください。

## ④送迎車両における安全装置の設置義務化等

(対象：児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス)

### 岐阜県こどもの安心・安全対策事業費補助金について

令和5年4月1日より児童発達支援、放課後等デイサービスにおいて、送迎用車両（座席が2列以下のものを除く）へのブザー等の安全装置設置が義務付けられたことに伴い、安全装置の購入・設置に係る補助事業を実施しています。

#### 【申請】

- ▶ 2次募集期間：8/21～9/15  
(来年度の補助事業は現時点で予定しておりませんので、未申請の法人におかれましては早期に安全装置の設置と補助申請を行なってください。)
- ▶ ホームページにある申請フォームよりご申請ください。

#### 【実績報告】

- ▶ 交付決定を受けた事業者は令和6年3月31日までに、事業実施にかかる支払いを含め実績報告を行う必要があります。※期限内に完了しない（支払い含む）場合、補助金の交付はできません。
- ▶ 実績報告の具体的な提出方法等は今後周知予定です。

令和6年3月31日以降は経過措置終了に伴い、送迎車両に安全装置が未設置の事業所については、基準違反となります。未設置の事業所におかれましては、早期に送迎用車両への安全装置の設置を進めていただきますよう、お願いいたします。

## ④送迎車両における安全装置の設置義務化等

(対象：児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス)

〈対象となる車両について〉

送迎に使用される自動車のうち、座席（※）が2列以下の自動車を除く全ての自動車が原則として安全装置に係る義務付けの対象となる。

※「座席」には、車椅子を使用する児童が当該車椅子に乗ったまま乗車するためのスペースを含む。



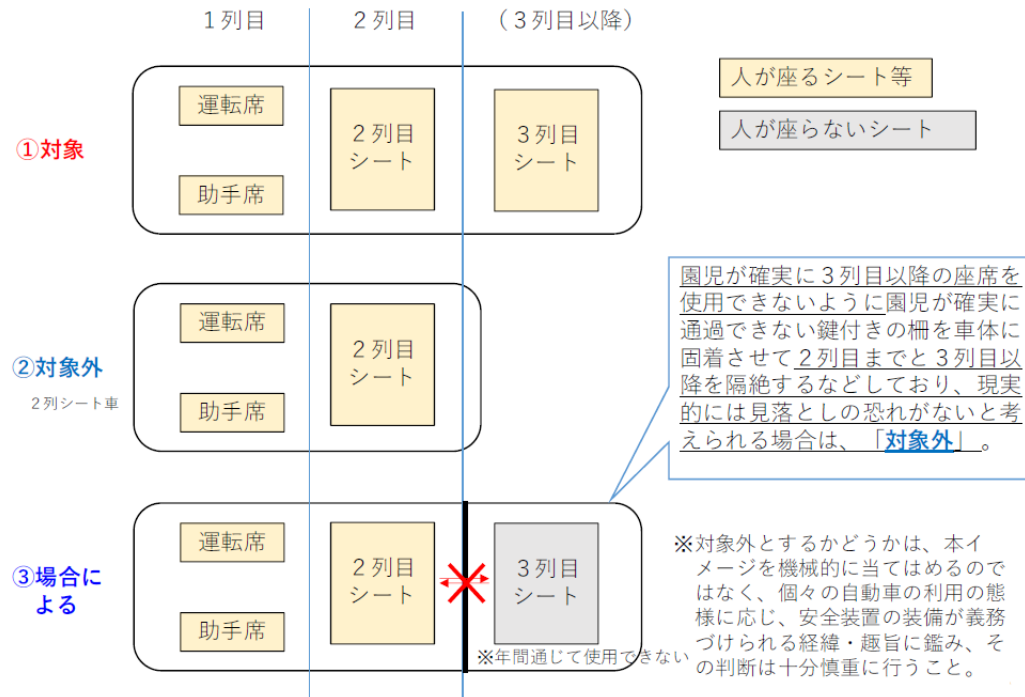
詳細については次のページを参照。

## ④送迎車両における安全装置の設置義務化等

(対象：児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス)

(参考) 義務付けの対象となる車両について

### 安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ①

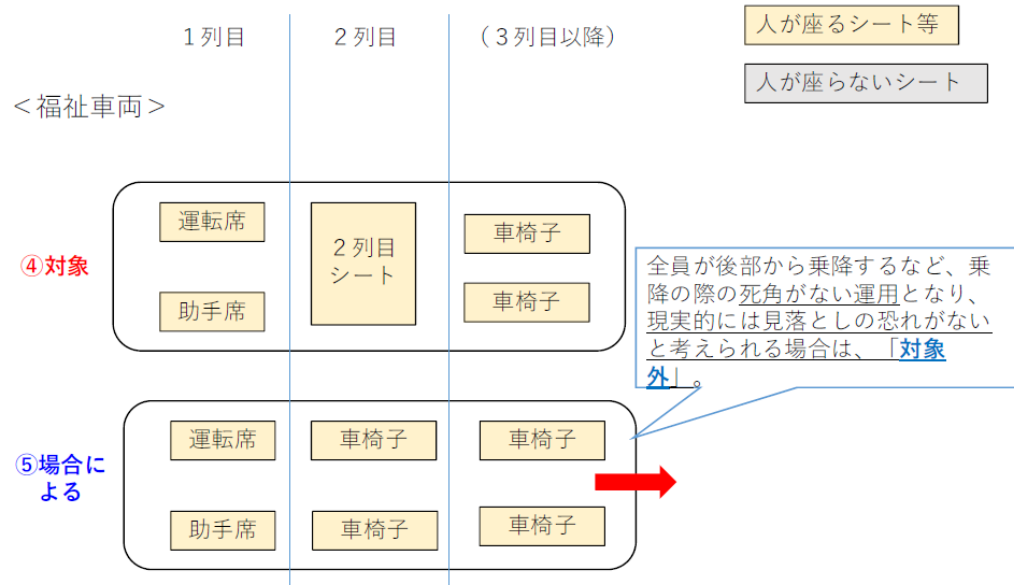


## ④送迎車両における安全装置の設置義務化等

(対象：児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス)

(参考) 義務付けの対象となる車両について

### 安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ②



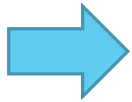
※対象外とするかどうかは、本イメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務づけられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

## ④送迎車両における安全装置の設置義務化等

(対象：児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス)

### 〈装備すべき安全装置〉

国土交通省が12月20日に策定・公表した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するもの。(装置の詳細については次ページを参照)



今後、各事業所において以下の安全装置リストを参考に購入する装置を選択する。(リストの内容は随時更新される予定。)

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリストについて  
(子ども家庭庁)

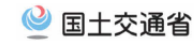
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list/>

## ④送迎車両における安全装置の設置義務化等

(対象：児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス)

(参考) 安全装置の概要について

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインの対象となる装置



- 送迎用バスへのこどもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置として、最低限の要件を定めた。
- 降車時確認式、自動検知式の2種類の装置を対象とした。

### 降車時確認式の装置



### 自動検知式の装置



## ④送迎車両における安全装置の設置義務化等

(対象：すべての障害児通所支援事業所、障害児入所施設)

- ▶ 安全装置の設置に加えて児童の乗車時、降車時には点呼等により所在確認を行うこと。
- ▶ チェックシートなどを活用して送迎時の安全管理の徹底に取り組むこと。

### ※ チェックシートの活用例

10月1日(月): 登園 / 降園

- 同乗職員は、バスに乗る こどもの数を数えた。
- 同乗職員は、バスから降りた こどもの数を数え、全員が降りたことを確認した。
- 同乗職員は、連絡のない こどもの欠席について、出席管理責任者に確認した。
- 運転手は、バスを離れる前に、車内に こどもが残っていないことを、椅子の下まで見落としがないか見て、確認した。

運転手: \_\_\_\_\_

同乗職員: \_\_\_\_\_

上記報告を受けた: \_\_\_\_\_



ご清聴ありがとうございました。  
引き続き、適切な事業所運営に努めてください。

- 動画視聴後は視聴確認用フォームへ必要事項及びキーワードを記載の上、回答を送信してください。

